

令和 8 年度

障害福祉活動支援助成金

募 集 要 項

〈要項・申請書配布期間〉

令和 7 年 12 月 1 日(月)～令和 8 年 1 月 30 日(金)

〈申請受付期間〉

令和 8 年 1 月 5 日(月)～令和 8 年 2 月 5 日(木)



・・・・・ 本助成金について ・・・・・

本助成金は、対象施設・団体が、できるだけ早く事業を実施できるようにするため、令和 7 年度中に令和 8 年度の募集を行います。(令和 8 年度予算確定前)

したがって、申請後に本助成金の予算や内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

目 次

1 助成金の趣旨	2
2 対象施設・団体	2
3 対象事業	2
4 助成の種別・要件・助成額	3
5 助成限度回数	4
6 申請書類	5
7 申請方法	6
8 審査・交付決定	7
9 注意事項	7
10 参考：過去の助成事業の例	8
11 参考：予算科目説明書	9
12 参考：謝金基準	10

1 助成金の趣旨

障害福祉活動支援助成金は、財団法人長谷川身体障害者福祉財団からいただいたご寄附を原資に、市内の障害者施設及び団体の活動を支援することを目的に交付するものです。

※本助成金の審査は、地域福祉推進委員会（本会の運営・事業・財政の重要事項や地域福祉の推進にかかわることについて協議・検討する外部委員会）で行います。

2 対象施設・団体

川口市内に所在し、原則次の（1）（2）のいずれかに該当する施設・団体です。

- （1）非営利法人が運営する、川口市内において主に障害者を対象に活動する施設
- （2）かわぐちボランティアセンターまたはかわぐち市民パートナーステーションに適正に登録され、川口市内において主に障害者を対象に活動し、現に活動実績のある団体

対象外…公序良俗に反する行為を行っている、暴力団等に関与している、または障害福祉活動支援助成金の目的に合致しない施設・団体

3 対象事業

〈助成対象事業〉

助成の対象となる事業は、原則として川口市内において主に障害者を対象に実施する事業及び障害者福祉の向上に資する事業。

対象外…次の各号のいずれかに該当する事業

- （1）国又は地方公共団体、企業、財団等の他の制度による助成を受けている事業
- （2）政治及び宗教活動を目的とした事業
- （3）営利を目的とした事業（事業による収益が団体の活動資金になるもの）

4 助成の種別・要件・助成額

〈助成種別〉 下記の2種類からどちらかを選び、申請します。

(1) 備品購入	施設・団体が通常行っている福祉事業に用いる備品の購入費等の助成
(2) 社会福祉事業	施設・団体が特別に行う福祉事業に要する事業費の助成

〈要件・助成額〉

(1) 備品購入

要 件	<p>①以下の全てを満たすもの</p> <p><input type="checkbox"/>施設・団体が通常行っている福祉事業において直接使用する物品</p> <p><input type="checkbox"/>相応の期間にわたって継続的に使用する物品</p> <p><input type="checkbox"/>助成年度内に購入する物品</p> <p><input type="checkbox"/>原則として単価が10,000円以上の物品</p>
	<p>②助成対象経費は<u>備品費</u>とする</p> <p>例外…以下の物品等（消耗品）については、審査において助成の適否を判断します。申請前に必ず本会へご相談ください。</p> <p>(1) 10,000円未満の物品で、その本来的な使途として継続的に使用するもの（スプーン・皿などの食器、調理器具等）</p> <p>(2) PRや宣伝効果が得られるもの（店舗名入りの袋・包装紙等） ※ただし、配布目的のものは認めない。（店舗名入りのグッズ等）</p> <p>(3) 数年に1回の発行物（防災本など）や、団体の活動立ち上げ時に使用する発行物（パンフレット・リーフレット）</p>
助成額	助成対象経費の10分の8（限度額120,000円）

(2) 社会福祉事業

要 件	<p>①以下の全てを満たすもの</p> <p><input type="checkbox"/>施設・団体が特別に行う福祉事業（通常事業以外の行事・講座等）</p> <p><input type="checkbox"/>助成年度に完結する事業</p> <p>②助成対象経費は原則、<u>以下のとおり</u>とする</p> <table> <tbody> <tr> <td>・諸謝金</td><td>・備品費</td><td>・消耗品費</td><td>・印刷製本費</td></tr> <tr> <td>・通信運搬費</td><td>・保険料</td><td>・会場費</td><td>・原材料費</td></tr> </tbody> </table> <p>例外…施設・団体の運営経費にあたるもの</p> <p>※そのほか、事業を行ううえで必要となる経費がある場合は、審査において助成の適否を判断する。</p>	・諸謝金	・備品費	・消耗品費	・印刷製本費	・通信運搬費	・保険料	・会場費	・原材料費
・諸謝金	・備品費	・消耗品費	・印刷製本費						
・通信運搬費	・保険料	・会場費	・原材料費						
助成額 助成対象経費の10分の8（限度額120,000円）									

5 助成限度回数（3カ年連続申請可）

- ◆種別に関わらず、原則各年度において1施設・団体につき1事業のみ申請可
- ◆各年度において同一法人による複数の申請は不可
- ◆3カ年の間は連続して申請可。その後1年間の期間を経た後、再申請可。

〈例〉

申請可（R9～R11）



R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
申請・交付	申請・交付	申請・交付	申請不可	申請	申請	申請

6 申請書類

申請には次の書類が必要です。また、事業終了後は報告書をご提出いただきます。

1	様式第1号「助成金交付申請書」	社協の指定様式で提出。 ※2は、助成種別で様式が異なります。
2	申請内容説明書	
3	R7 収支予算書	
4	R7 事業計画書	総会資料等でも可
5	R6 収支決算書	
6	R6 事業報告書	※申請時に最も近い年度のものとなります。
7	パンフレット等、施設・団体の活動がわかるもの	
8	会則、役員名簿	
9	見積書	P9 予算科目説明書を参照。 ※令和8年1月5日以降に徴取したもの

※1 見積書を徴取する際は、原則市内に店舗を有する業者からお願いします。市外業者の場合は事前相談必須。

※2 申請時と購入時で金額等が異なると、助成金の返還等が生じる場合があります。そのため、令和8年4月1日以降の発注・購入になることを業者・店舗に伝え、見積もりを徴取してください。

7 申請方法

(1) 募集要項・申請書受け取り

〈配布期間〉 令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)

〈取得方法〉 下記いずれかの方法で取得できます

窓口（紙）	・川口市社会福祉協議会 企画総務課 (青木 3-3-1 青木会館 2 階) ・かわぐちボランティアセンター (川口 1-1-1 キュポ・ラ本館棟 M 4 階)
メール ホームページ (電子データ)	<p>kwgc-syakyo@kawaguchisyakyo.jp https://www.kawaguchisyakyo.jp</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"></div>

(2)申請書類準備

「要項6 申請書類」を参照し、必要な書類をすべて揃えてください。

(3)申請

〈申請受付期間〉 令和8年1月5日(月)～令和8年2月5日(木)

厳守

〈申請方法〉 下記いずれかの方法で申請できます

窓口	・川口市社会福祉協議会 企画総務課 (青木 3-3-1 青木会館 2 階) <u>※来所前にご予約ください。</u>
郵送	<p>【住所】〒332-0031 川口市青木 3-3-1 【宛名】川口市社会福祉協議会 企画総務課</p> <p><u>※令和8年2月5日(木) 当日消印有効</u> <u>※発送後は必ず電話にてご連絡ください。</u></p>

注意

- ・上記締め切り日を過ぎての申請は受け付けません。
- ・郵送の場合、書類確認後に不備等がありましたら来所していただきます。

8 審査・交付決定

- ◆審査 令和8年3月中旬～3月下旬頃（予定）
本会の「地域福祉推進委員会」において審査します。
- ◆交付決定通知等発送 令和8年3月中旬～3月下旬頃（上記審査終了後）
決定通知書と返送いただきたい書類を送付します。
- ◆助成金交付 令和8年4月中旬～4月下旬頃（予定）

9 注意事項（必ずお読みください）

- ◆予算はできるだけ正確に組んでください。（助成事業の予算や助成金の使途が、申請時と実態とで大きく異なる場合、助成金の返還等が生じる場合があります。）
- ◆書類の不備がないよう、本要項の内容をよくご確認ください。
- ◆助成金交付後は、本会職員が現物確認に伺います。事前調査を行う場合もありますのでご了承ください。
- ◆社協の会計年度の予算内で助成金を交付していますので、各施設・団体からの申請総額が社協の予算額を超える場合は、審査において交付額の調整をします。

問い合わせ

川口市社会福祉協議会 企画総務課 障害福祉活動支援助成金担当

住 所：川口市青木3-3-1 青木会館2階

T E L : 048-252-1294

F A X : 048-256-4344

E-mail : kwgc-syakyo@kawaguchisyakyo.jp

◆参考 過去の助成事業の例

〈備品購入〉

年度	備品名
R 5	福祉イス・パルスオキシメーター
	レーザー彫刻機
R 6	扇風機・机
	画書カメラ・プロジェクター
R 7	洗濯機
	オーブンレンジ

〈社会福祉事業〉

年度	事業名
R 5	ドラムサークル
R 6	夏休みワークショップ
R 7	料理講習会

備品購入

扇風機・机の購入



増員や活動範囲の拡大により、不足を追加購入したことで、作業効率・作業時の安全性が向上しました。

社会福祉事業

夏休みワークショップの様子



障害者や障害福祉施設についての理解を深めていただく機会を設けるために、市内の障害者施設によるワークショップイベントを行いました。主に会場の賃借費に助成金を活用しました。

◆参考 予算科目説明書

〈収入〉

科 目	内 容	
本助成金	障害福祉活動支援助成金の申請額	
団体の 自主財源	団体予算 充当金	団体の予算から申請事業に充当する額
	会員負担金	団体の会費とは別に、申請事業のために会員から特別に徴する負担金
	その他 確保資金	町会や地元企業などからの、制度によらない助成金や協賛金、寄附金
参加者負担金	申請事業の参加者から徴する参加費などの負担金	

〈支出〉

科 目	内 容	備 考
諸 謝 金	講師やアドバイザーなどへの謝礼金。上限額は社協の基準に準じ、基本的に交通費を含める。	P10 参照
消耗品費	事務用品など、単価が1万円未満の物品。 研修会や講演会などの事業で参加者に配布する飲料や、視察受入先への謝礼品（2,000円程度）も含める。 ※PRや宣伝効果が得られるものは、申請時に必ず見積書を添付する。	
備 品 費	単価が1万円以上の物品。※申請時に必ず見積書を添付する。	
印刷製本費	コピーなどの印刷代。 コピー：10円／枚 印刷：マスター40円／版、1円／枚 ※印刷業者にチラシ等の印刷を発注する場合、申請時に必ず見積書を提出すること。	
通信運搬費	切手代、メール便などの送料。	
保 険 料	ボランティア保険の加入料。 行事保険のみ認め、活動保険は個人負担で加入するものとする。	
会 場 費	会場の使用料で、マイクなどの設備の使用料も含める。 打合せやリハーサル、前日準備に係る使用料も認める。	
原材料費	調理した食事等を供する場合の材料費。	

〈支出として認められないもの〉

会 議 費	認めない。(事前打合せや行事の当日に講師やボランティアなどに供する飲食代。)
交 通 費	認めない。ただし、研修等のバスの借上げ料など、特別な事情がある場合については、審査において適否を決める。 ※この場合、申請時に必ず見積書を提出すること。
入 場 料	認めない。
燃 料 費	認めない。ただし、特別な事情がある場合については、審査において適否を決める。

◆参考 謝金基準

大区分	中区分	細区分	金額	備考
学校関係	大学	教授・准教授	25,000	国立・公立・私立
		講師・助手	20,000	非常勤を含む
		研究員	15,000	(元教授・助教授・講師も同額支給)
	小中高幼	学校長・教頭・園長	12,000	高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校を含む(元学校長・教員等も同額支給)
		その他	10,000	
	専門学校	学校長	18,000	学校教育法に定める各種学校
		その他	15,000	(元学校長・教員等も同額支給)
官公庁	国家公務員	課長級以上	20,000	裁判所・検察庁等含む
		その他	15,000	研究所研究員等は課長級以上とする
	地方公務員	課長級以上	15,000	県指導主事、社教主事は課長級以上とする
		その他	10,000	本市職員は本務以外の場合に支給
	各種委員等	教育委員等	15,000	教育委員・人権擁護委員・調停委員
		その他	10,000	公民館運営審議会委員・民生委員等
法人	新聞・放送	課長級以上	20,000	編集長・論説委員等
	出版・会社	その他	15,000	パソコン講師 記者 編集員等
個人	専門的知識技能者	有資格者等であり専門性の非常に高い分野で著名であること	25,000	医師・弁護士・司法書士・公認会計士・税理士・弁理士・政治家(国から市町村議員まで)・教育・作家・落語家・漫談家・浪曲師等
		有資格者等であり専門性の高い分野であること	20,000	行政書士・保健師・助産師・看護師・薬剤師・社会保険労務士・作業療法士・管理栄養士・保護監察官・消費生活・経営・住職・牧師等
		有資格者等であり専門性の分野であること	12,000	栄養士・調理師・理学療法士・介護支援専門員・理容師・簿記、珠算、按摩、はり・きゅう師・トレーニング指導員・社会教育主事・け指導員等
趣味・実務	趣味・実務関係講座等	学習者の認識が趣味の領域内であること、また、学級講座が終了後クラブ化することが明確である場合	8,000	レクリング・トレース・校正・デザイン・華道・茶道・書道・ペン字・手芸・和裁・洋裁刺繡・詩吟・俳句・着付け・民謡・民踊・絵画・陶芸・コラス・ダンス・楽器演奏・声楽家・折紙・料理・写真・人形・盆栽・園芸・ヨガ・柔剣道・太極拳・演劇・手品・囲碁・将棋・野鳥の会・研究家・愛好家等
団体		社会教育関係団体等に講師を依頼する場合	18,000	
子育て		保育指導員	6,000	子育て教室等の保育指導者
助手		講師等の助手	2,000	講師の助手・坐徒等
ボランティア		奉仕活動者	2,000	託児等(1時間1,000円)

※備考1 この基準表は、1回2時間として算定している。

※備考2 この基準表は目安であり、この額を超える場合は審査において適否を判断する。